

坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、坂出市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年坂出市規則第44号）第19条第1項第1号の規定に基づき、障害者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、または心のバリアフリーの推進を図るための研修および啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁の除去および共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者および同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 心のバリアフリー 障害福祉分野において、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、坂出市とする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の自主的団体および職域ならびに学校等（以下「市民団体等」という。）が主催する学習会等において、障害者等に対する理解を深めるための講座（以下「出前講座」という。）を実施するための講師派遣
- (2) 障害者等に対する理解を深めるための講演会、イベント等の開催
- (3) 障害者等に対する理解を深めるための広報活動

(出前講座の受講対象)

第5条 出前講座は、次に掲げる市内に所在する10名以上の者で構成されている市民団体等を対象に実施する。

- (1) 小学校、中学校および高等学校
- (2) 幼稚園、保育所およびこども園等の未就学児児童施設
- (3) 医療機関および各種福祉施設
- (4) 一般企業

- (5) 行政機関
 - (6) 自治会等の地域活動団体
 - (7) その他市長が認める団体
- (出前講座の内容)

第6条 出前講座の内容は、本事業の目的に沿ったものとし、受講する団体等の希望を踏まえて協議して決定する。

(出前講座の開催)

第7条 出前講座の開催は、原則として午前10時から午後9時までの間で開催し、1回の講習時間はおおむね1時間以内とする。

2 出前講座の開催回数は、市民団体等と協議して決定する。

3 出前講座の会場は、市内で、市民団体等が用意するものとし、出前講座開催に係る施設の使用および運営については、市民団体等の責任においてこれを行うものとする。

(出前講座の受講申込み等)

第8条 出前講座を受講しようとする市民団体等の代表者（以下「利用者」という。）は、原則として出前講座を受講しようとする14日前までに、出前講座（坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業）受講申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(出前講座の決定等)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、内容を確認の上、出前講座開催の可否を決定し、その結果を出前講座（坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業）受講申込結果通知書（様式第2号）により利用者に通知するものとする。

2 市長は、前項の受講を承認する場合において、必要に応じて、条件を付することができる。

(出前講座の不承認または取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を承認しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教または営利を目的とした催事等の事業として行われると認められるとき。
- (3) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) その他講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第11条 第9条第1項の規定により出前講座の受講の承認を受けた利用者は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、または講座の受講を取りやめるときは、直ちに出席講座（坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業）受講内容変更等届出書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(費用負担)

第12条 出席講座の開催に係る講師への謝礼等の費用は予算の範囲内において市が負担し、会場の使用料（当該施設の備品の使用等に要する費用を含む。）は出席講座を受講する市民団体等が負担するものとする。

2 第10条の規定による決定を行った場合または前条の規定に基づき出席講座の受講を取りやめる場合において、当該団体等に前項の費用の負担等に係る損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

出前講座（坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業）受講申込書

年 月 日

坂出市長 殿

団体名：

代表者氏名：

住所：

連絡先：（ ） ー

出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

開催日時	第1希望	年 月 日（ ）		
		午前・午後	時 分	～午前・午後 時 分
開催場所	会場名			
	所在地			
参加対象者 ※該当の 番号に○	1. 小学校，中学校，高等学校 2. 幼稚園，保育園，こども園等の未就学児童施設 3. 医療機関，各種福祉施設 4. 一般企業 5. 行政機関 6. 自治会等の地域活動団体 7. その他の団体（ ）			
参加人数	人（男 人・女 人）			
打ち合わせ 担当者	氏名		連絡先	電話（ ） ー FAX（ ） ー
希望内容				

様式第2号（第9条関係）

出前講座（坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業）受講申込結果通知書

年 月 日

団体名

代表者

坂 出 市 長

年 月 日付けで申込みのありました出前講座について、坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

開催の可否	可 ・ 否
開催日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
開催場所	
参加対象者	
参加予定人数	
講師名	
特記事項	

様式第3号（第11条関係）

出前講座（坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業）受講内容変更等届出書

年 月 日

坂出市長 殿

団体名：

代表者氏名：

住所：

連絡先：（ ） ー

年 月 日付で申込みました出前講座について、坂出市障害者等理解促進研修・啓発事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

		変更前	変更後
希望日時		年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
開催場所	会場		
	所在地		
取りやめ		※取りやめる理由を記入してください。	
備考			